

『純粋理性の批判』における理念の仮象とその有用性について

大阪大学大学院文学研究科博士後期課程 三輪泰之

はじめに

カントは『純粋理性の批判』においてまさに理性の批判を行う「超越論的弁証論」を展開するにあたって、そのほとんど始めにあたる部分において次のように述べる。

われわれのすべての認識は、感官から始まり、そこから悟性へと進み、そして理性で終わる (B 355)。

この区分に応じるようにして、カントは悟性に関する論理(「分析論」)を「真理の論理学(Logik der Wahrheit)」(B 87)と名づけるが、それに対して理性に関する論理(「弁証論」)は「仮象の論理学(Logik des Scheins)」(B 170, B 349)と名づけられる。真理の論理学と対になるのは虚偽の論理学(Logik der Falschheit)といったものであるという期待を抱くなら、このような命名については様々な疑問が生じるだろう。以上のような命名が行われたのは、「弁証論」には若干の込み入った側面があることに起因すると考えられる。実際のところ、「付録」を含む「弁証論」は話題が多岐にわたっており、明示されないまでも示唆的にとどめられた記述が多い。たとえばカントはある個所で「弁証論」を「仮象の論理学」と名づけ、その目的を理性によって生み出される理念が「仮象」として「人を欺く」ことを防ぐことにあるとしたが、その目的に覆い隠されるようにしてもう一つ、別の個所でそうした理念は何事かの「役に立つ」ことがあるということを示唆していた(Vgl. B 385)。

本稿では主にこの「弁証論」において論述される理念について、主にその仮象的な性質に焦点を当て、同時にカントによって示唆されたその有用性を検討する。そのための議論は以下の順序で展開される。まず、理性の能力がどのようなものであるかを出発点とし、それが仮象といわれるものに至る過程を追う。理性の生み出す理性概念すなわち理念の仮象とは、理性が条件づけられたものから条件を推論し、そして無条件的なものに至るという推論において見出される。この無条件的なものは単に論理的な要件として求められるのみで、その真偽が保証されるものではない。その点からすると確かに理念には仮象として欺く性質があるが、しかしそうして案出される理性概念には利点もある。すなわち、無条件的なものによって条件の系列がはじめてある種の全体性を得る、ということである。そしてこの系列の全体性を可能とする理念という観点から、その有用性について一考を加えてみたい。その有用性とは、一言でいえば、悟性に対して特殊な統一を与え、人間の諸認識の獲得に関する、すなわち探求一般に関する方向づけを与えるために役立つものである。そして以上の点を指摘することによって、「弁証論」をカントが命名した単なる「仮象の論理学」としてではなく、さらに一種の「探求の論理学」とみなすための端緒を与えたい。

1 理性の能力

本稿では全体として『純粋理性の批判』の「弁証論」において論じられる「仮象」とその源泉、およびその性質について述べることになる。カントは「弁証論」において仮象について論じるにあたって、その二部に分けられた序論のうち後半を「超越論的仮象の座としての純粋理性について」(B 355)¹と題しているが、この題名から看取されるように、仮象に関係するのは(純粋)理性であるということを踏まえて、まずは理性がどのような能力であるかを確認することから始めたい。

「弁証論」においてカントは理性を主に次の二つ能力として定義している²。それは「原理の能力」(B 356)と「推論の能力」(B 386)である。これら両者はある点で相互に関係しているが、まずは原理の能力としての理性についてみよう。

1, 1 原理の能力としての理性—悟性統一と理性統一—

「原理の能力」としての理性は、主に「悟性」の能力との対比のもとで現れる。まず、

われわれは超越論的論理学の第一部門〔分析論〕において、悟性を規則の能力と説明したが、ここ〔弁証論〕では理性を悟性から区別して、原理の能力と呼びたい(B 356)。

そしてカントはこの悟性と理性との対比において、続く箇所ですらに次のように述べる。

悟性は規則を介した諸現象の統一の能力だとされてよいが、そうすると理性は悟性の諸規則を原理のもとに統一する能力である(B 359)

以上の定義の要点は次の二つである。まず共通点として見出されるのは、悟性と理性との区別において、両者はともにある「統一 (die Einheit)」のために向けられる能力であるということである。しかし他方で、相違点としては、悟性による統一は「諸現象」に向けられたものであるのに対し、理性による統一は「悟性の諸規則」という「悟性」そのものに備わる内実に向けられており、そしてその限りで理性は「原理」に関わる能力と見なされる³。以上のように、悟性と理性はともに統一に向けられる能力であるという観点からは共

¹ カントの著作からの引用は、『純粋理性の批判』を除いて、アカデミー版カント全集のページを示す。巻数はローマ数字によって、頁数はアラビア数字によって示される。『純粋理性の批判』からの引用については慣例に従い、第1版をA、第2版をBと表記し、序文のみ頁数をローマ数字によって示す。

² 他に第三アンチノミーの解決などでは理性は「べし (Sollen)」の能力とされることもあるが、個々のアンチノミー論などについては立ち入らないので、それらについては本稿では論じない。

³ カントの認識論によれば、対象の「表象を受け取る能力」である「直観」によって対象が与えられ、そして与えられた対象を「認識する能力」である「概念」によって対象が思考されることによって、はじめて経験的認識が成立する。前者の受容性の能力と後者の自発性の能力は同時に

通しているが、ただしその統一されるものが何かという点で区別される。そしてその区別の決定的な点は、統一される「多様なもの (das Mannigfaltige)」に目を向ければわかる⁴。

まず悟性の能力に関していえば、「分析論」において次のような能力とみなされる。すなわち悟性は「直観のうちに含まれている多様なもの (das Mannigfaltige, das in einer Anschauung ... enthalten ist)」を「自己意識の必然的な統一」へともたらず能力 (B 144) である。そしてこのような悟性の能力による統一とは、「直観」によって与えられた多様なものを対象すなわち「現象として」(B 125) 統一することである。ところで、多様なものに統一をもたらずという働きは、「[さまざまな表象の]多様を一つの認識として捉える操作」である「総合」と同じであって、「多様…の総合は、まず一つの認識を生み出す」(B 103)。したがって、悟性による多様なものの統一とは、ある多様を一つの (現象としての) 認識へともたらず操作のことである。

これに対する理性の能力は、悟性とほぼ並行的な関係にある。すなわち理性の働きは、「悟性が直観の多様なものを概念のもとにもたらし、それによってこのものを結合するのと同じである」(B 361)。そして理性の働きと悟性のそれとが区別されるのは、理性に関わる「多様なもの」が悟性と異なるからである。すなわち「弁証論」における原理の能力としての理性とは、「推論において、悟性のきわめて多様な諸認識 (die große Mannigfaltigkeit der Erkenntnis des Verstandes) をごく少数の諸原理 (普遍的な諸条件) へと還元し、そしてこのことによって、悟性認識に最高の統一をもたらしそうとするのである」(B 361)。

以上の対比を踏まえるならば、悟性と理性の相違はそれぞれによって統一されるものがあり、そしてその統一されるものが何であるかが理解されうる。まず一方では悟性が統一するのは直観に関係した「多様なもの」であって、「悟性統一 (die Verstandeseinheit)」とは現象として与えられたものを一つの (経験的) 認識へともたらずことであり、他方で理性が統一するのは悟性に関係した「多様な諸認識」であって、「理性統一 (die Vernunftseinheit)」とは悟性によって成立する諸認識を統一することである。そして後者の統一が果たされるのは、推論において悟性の諸認識が「諸原理 (普遍的な諸条件)」のもとにもたらされることによる。そしてカントによるとこの時の「原理」とは、広義における「特殊的なものの認識を導出するための普遍的な諸命題のことを指す」(B 358)。それゆえ、理性とは悟性の使用によって得られた多様な諸認識を普遍的な諸原理 (諸命題) の下にもたらしことによって統一する能力であり、その限りで理性は「原理の能力」である。

1, 2 推論の能力としての理性—理性統一と理念

原理の能力としての理性とは、推論において悟性の諸認識を普遍的な原理によって統一

「感性」と「悟性」とも表現される。そして直観によって対象の表象があたえられずにそれが思考された場合、それは空虚であるという理由から、「我々に対象が与えられることのできる直観一般が、可能的経験の分野、あるいはその全対象をなしている」のであり、両者の協働によって成立する可能的経験の分野が同時に「現象」(Vgl. B 518) でもある。

⁴ Vgl. Krings 1984, S. 95f.

する能力である。では、そうした統一はなぜ必要とされるのか、あるいは何のために用いられるのか。こうした疑念に対して見出されるのは、カントによる次のような答えである。すなわち、理性による悟性の統一とはそもそも「ある種の統一への方向を指示」されたものであって、それは「各々の対象にかんするあらゆる悟性の働きを、一つの絶対的全体に統合することを目指した統一」(B 383)であるとされる。そしてその統一が果たされるのは、理性による諸認識の統一が「端的に無条件的なもの」にまで導かれ、理性が「悟性の条件づけられた認識に対して無条件的なものを見出し、それによって悟性の統一を完成」したときである (B 364)。すなわち理性による悟性の統一とは、諸認識をある絶対的全体へと向けるようにして統合していくことである。そしてこのような条件と無条件的なもの、そして絶対的全体という概念に関して働くのが、理性の「推論における」機能である。次に実際の推論を手掛かりにして、推論の能力としての理性とそれによる悟性認識の統一とは何かを確認する。

理性は「原理の能力」の記述に続く別の箇所では「推論する能力」と述べられ (B 386)、そして理性による推論に対して区分がなされている。ここで重要なのは「理性推論」といわれる三段論法の形式である。その理性推論の例として挙げられるのは、たとえば次のものである⁵。

理性推論① (B 378)

- P1 すべての人間は死ぬはずのものである
- P2 カーユスは人間である
- K1 カーユスは死ぬはずのものである

この推論の構成順序についてカントは次のように述べる。まず、「カーユスは死ぬはずのものである」という命題 (結論 K1) は、「たんに悟性によって経験から得ることもできる」こともあったかもしれないものであるが、しかしそれに対してこの命題は次のような順序

⁵ このほかに見いだされるのは次の二つである。

理性推論② (B 360)

- P1' すべての人間は死ぬはずのものである
- P2' 学者は人間である
- K1' 学者は死ぬはずのものである。

理性推論③ (B 387)

- P1" すべての合成されたものは可變的である
- P2" 物体は合成されたものである
- K1" ゆえに物体は可變的である。

でも導くことができる。すなわちこの命題について、「この判断の述語（断言一般）がその下で与えられるような条件を含む概念（つまりここでは人間という概念）を探し、そしてこの条件が全範囲にわたると見なされるようにしてこの条件のもとに概念を入れた（「すべての人間は死ぬはずのものである」）後で、それにしたがって私の対象の認識を規定する（「カーユスは死ぬはずのものである」）のである」。

こうした理性推論において重要な点は二つある。第一に、この推論は直観ではなく「概念または判断〔命題〕」にのみ関わるということである。そして第二に、理性はこの推論において「自らの判断（結論）の普遍的な条件を探し求めるということ、そして理性推論それ自身が、その条件を普遍的な規則（大前提）のもとへと包摂することによって下される、一つの判断にはかならない」ということである（B 364）。つまり理性推論とは、「カーユスは死ぬはずのものである」という判断（結論）について、まず中間判断における「カーユスは人間である」という判断を経験などによって探し出し、その中間命題における「人間」という概念を普遍的な規則のもとに包摂して「すべての人間は死ぬはずのものである」という命題を求め、その規則によって「カーユスは死ぬはずのものである」という結論を下す推論である。以上のような、概念や判断の条件とそのさらなる（普遍的な）条件への包摂という点に留意して、理性推理において判断とその普遍的な規則のもとへと向かう条件の系列は「上昇的系列」（B 389）と表現される。すなわち理性推理においては、ある「悟性の条件づけられた認識」を条件として、その普遍的な規則のもとへと包摂していくための、条件づけられたものとそれに対する条件への遡及的な系列が扱われるのである。

さて、理性統一とはこうした悟性の諸認識の系列に対してある統一を要求することである。そしてその場合の統一とは次のことを指す。すなわち、理性は「悟性の条件づけられた認識に対して無条件的なものを見出し、それによって悟性の統一を完成する」（B 364）。つまり理性は、理性推理における条件づけられたものと条件との系列において、それ以上は条件づけられていない条件として「無条件的なものを」を要請することで、系列が完成することを、つまり系列に「諸条件の総体性」（B 379）をもたせようとする。理性による悟性の統一とは、このような仕方では理性が無条件的なものを推論することによって、諸条件の系列を完全なものとするのである。

2 理念における仮象と有用性

以上のように、「原理の能力」と「推論の能力」としての側面をもつ理性によって、無条件的なものないしそれによってはじめて可能になる系列の完結あるいは諸条件の総体性が求められることになる。さて、ここでまず問題としたいのは、理性推論のどの点に「仮象」的な性質があるのか、ということである。

2, 1 理念における仮象

理念の仮象については、カントが直接的に言及するものはいいだせないが、それは理性

推論における「無条件的なもの」に関するものであるといえるだろう。すなわち、理性推論における条件づけられた認識について、「条件づけられたものが与えられたならばその条件も与えられている」、という推論は認めることができるが、しかし、「条件づけられたものから「無条件的なもの」ないしそれによって可能となる「条件の系列の完全性 [全体性]」に至る推論については注意が必要である。

まず、「条件づけられたもの」からその「条件」を考えることはできるのは明らかだろう。条件づけられたもの (*das Bedingte*) に対してはそれを条件づけたものがあるのだから、それから何らかの条件 (*irgend eine Bedingung*) へと遡及することは「分析的」であるともいえる。しかし条件づけられたものを分析しても、それが「無条件的なもの (*das Unbedingte*)」を含むとは限らない。「条件づけられたもの」から「無条件的なもの」への移行は明らかに飛躍であって、言い換えれば条件づけられたものから無条件的なものへと移行することは「総合的」なのである。したがって問題となるのは、この無条件的なものが (感性的直観を介した経験的認識として) 「客観的な正当性を持つのか持たないのか」(B 365)、ということである。ところで、こうした無条件的なものは理性推論において条件の系列の絶対的総体性を求めるために導き出されたもの、すなわち条件の系列の完全性を求めるために「課題 (*die Aufgabe*) として必要不可欠」(B 380) と見なされるにすぎないもの、つまり「理性自身の本性から課された (*aufgegeben*)」(B 384) ものであり、したがってそれはただの「論理的な要件 (*die logische Forderung*)」(B 528) である。つまり無条件的なものという理性概念は、理性推論によってただ論理的に思考されたもの、言い換えれば悟性使用における直観に関係せずに施行された一つ概念にすぎず、経験によってその客観的な正当性が保証されずに、というよりもそれによって初めて経験間の全体的関係が可能になるためのものとして、すなわちそれ自体は「経験の限界を超える」(B 384) ものとして推論される。それゆえ、条件の系列における無条件的なものおよびそれによって可能な絶対的総体性とは、「決して形象化できない」ものであり、かつ決して「与えられた (*gegeben*)」とみなすことはできない。したがって「そうしてそれはどんな解決も望めぬ一つの問題にとどまる (*so bleibt es ein Problem ohne alle Auflösung*)」(B 384)。条件の系列の絶対的総体性という「純粹理性概念」(理念) がひとつの「問題」であるという点に、それが「仮象」であるということの根拠がある。すなわち、理性のうちには「いかなる経験的な前提も含んでいない理性推論が存在していることになるであろうが、われわれはこの理性を介して、われわれがそれに関していかなる概念も持ち合わせていない他のあるものを推論し、そしてこのものに…避けることのできない仮象のせいで、客観的実在性を与えるのである」(B 397)。

2, 2 理念のもつ二つの性質

カントは、以上のような仮象によって導かれる推論を「詭弁的推論」(B 398) と呼ぶ。注意したいのは、理性推論は同時に「理性自身の本性」によって理性自身に課されている

以上、理性はそうした推論へと必然的に向かい、無条件的なものや条件の系列の全体性について結論を下さざるをえない、ということである。そのようにして無条件的なものという理念が必然的に推論される限り、無条件的なものと絶対的全体性という概念は常に一つの問題にとどまり、その客観的実在性が保証されえない仮象的なものとして残され続けることになるだろう。

「弁証論」における議論の主題の一つは、以上のような理念の仮象的な性質に関するものであることは確かである。すなわちカント自身も述べるように、「超越論的弁証論は、超越的判断の仮象を発見すること、そしてそれと同時に、この仮象が欺く (*betrügen*) ことがないように予防にすること、こうしたことで満足するであろう」(B 354)。「弁証論」をたんなる「仮象の論理学」として捉えるならば、このような仮象によって理性が誤謬に陥ることを防ぐことだけが「弁証論」を論じる唯一の目的であると考えられうるだろう。

ところが、カントはこうした理念における仮象ないしそれによる誤謬を防ぐことが「弁証論」の目的であるかのように述べながら、そうした仮象そのものは「理性の本性」によって課された「本性的かつ不可避の幻影 (*eine natürliche und unvermeidliche Illusion*)」であるがゆえに理性は常にそれに悩まされる、ということに注意しつつ、「弁証論」のその先の箇所ですらに次のように述べる。

ところで、たとえわれわれが超越論的理念について、それはたんに理念にすぎない、と言わなければならないにしても、だからといってわれわれは、決して超越論的理性概念を余計で無用のもの (*überflüssig und nichtig*) とみなしてはいけないうだろう。というのは、超越論的理性概念によっていかなる客観も規定されることができないとしても、それでもこの理性概念は悟性に対して、それと気づかれず根本的に (*im Grunde und unbemerkt*)、悟性の調和のとれた拡張的使用の規準として役立つ (*dienen*) ことができるのである。悟性はこの規準によって、なるほど自己の概念によって認識する以上に対象を認識することはないが、しかしそれでもこの対象の認識のために、よりいっそう適切にそしていっそう遠くまで導かれるのである (B 385、傍点筆者)。

ここで要点として挙げたいのは、カントはまず一方では理念(理性概念)に「客観を規定」する役割を否定し(それゆえ仮象として扱い)つつも、しかしなお他方では理性概念が「それと気づかれず根本的に」何らかの「役に立つ」ことを認めている、ということである。前者の性質からすると、理性にとって理念は常にその「課題」ないし「問題」として残されるはずであるが、それにもかかわらず、後者の性質からするとそれは「余計で無用とはみなしてはならない」のであり、むしろそうした「課題」は理性の役に立つことさえあるのである。つまり一言でいえば、「弁証論」は純粹理性概念が仮象として人を欺くという消極的な性質をもつことを論じるものでありながらも、それは決して無用ではなく有用ですらあるという一種の積極的な性質を備えていることを論じるものでもであると示唆されている

るのである。では、そうして述べられるような超越論的理念の有用性とは一体何なのか。仮象的な性質と関係があるのか、あるとすればどのような関係なのか。

2, 3 理念の性質①：仮定

理念の仮象的な性質とその有用性との関係を探るためにまず注意したいのは、超越論的仮象とは、理性の本性によって必然的に推論されるような「本性的かつ不可避の幻影」である、という、という点である。すなわち、「理性の本性」によって理性が案出する理性概念とはそもそもどのような性質をもつと考えられるのか、あるいは「原理の能力」ないし「推論の能力」と称される理性について、その本性によって課されるものとはいったい何なのか。

理性は推論において条件づけられたものからその条件を遡及していく。そしてそうした条件の系列の遡及において理性は無条件的なものという「論理的な要件」に至り、それによって条件の系列に絶対的全体性を与えようとする。それが悟性統一に対置される理性統一であって、理性統一とは悟性の諸認識を諸原理のもとにもたらすことであった。つまり理性に課されているのは、推論において無条件的なもの（原理）を見出すことで、悟性の諸認識の關係に最終的な統一の完全性をもたらすことである。この観点からすると、理性の本性によって課されるもの、あるいは理性が追求しようとするものの一つは次のことであるだろう。すなわち

われわれがわれわれの悟性認識をその全範囲にわたって見渡すならば、われわれは、理性が全く固有の仕方規定し、実現しようと努めるものは、認識の体系的なるもの、すなわち原理に基づく認識の連関である、ということを見いだす。この理性統一はいつでもある理念を、すなわち認識の全体の形式に関する理念を前提しており、認識の全体は諸部分の特定の認識に先行し、各部分に他の部分に対するその位置と關係をア・プリオリに規定する条件を含んでいる（B 673）。

ここで再度挙げられるのは、理性の与える「原理」によって成立する諸認識間の關係である。先に一度触れたように、カントは広義における「原理」は「特殊なもの認識を導出するための普遍的な諸命題のことを指す」と述べていた。それに加えてカントはこの「原理」の説明を敷衍して、数学における「公理」を例に挙げながら次のように述べる。

数学の公理（たとえば、「二点の間には、ただ一本の直線しか存在することができない」）は、さらにア・プリオリな普遍的認識であり、それゆえに公理のもとに包摂されることができる諸事例に関して、正当にも原理と呼ばれる（B 356）。

このことから看取されるのは、「弁証論」において用いられる「原理」とは、「公理」ないし「公理」に関する事例と類比的な關係にある、ということである。もし理性とその原理

によって成立する認識関係を、それぞれ公理と公理によって包摂される事例（定理など）と類比的に考えられるならば、純粋理性の与える「原理」といわれるものには次のような性質があると推測されうる。すなわち、条件の系列に関する推論において「原理」として認識される命題とは、突き詰めれば系列の絶対的総体性に関する命題（「条件づけられたもののあらゆる条件の全系列もまた我々に与えられている」（B 525））ということができるだろうが、このような条件の絶対的総体性に関する命題は、他の諸命題や諸認識に関する一種の「仮定」の命題的性格を持つもの、すなわち「仮定的なもの」⁶とみなされうる。そしてこのことから次のように考えることができる。第一に、系列の絶対的総体性とはたんなる仮定的なものである限りで、それ自体の真偽がそれ以上の命題によって証明されることはできず、むしろそれは悟性のために理性が案出するものである⁷。そこから第二に、理性の与える概念それ自体は、その概念に関する真理が問われるというよりも、むしろそれが仮定されることによって悟性の諸認識に関する真理関係を規定するもの、つまりそうした概念は悟性の諸認識における「規則の真理の試金石」（B 675）として案出される。

2、4 理念の性質②：有機体

以上のように、理性によって与えられる純粋理性概念はそもそも悟性の諸認識に関係をもたらすためのものである。つまり理性は悟性に対して無条件的なものないし原理を与えることでその関係に統一をもたらすのであるが、この「統一」という観点からみると理性能力全体はさらに「有機体」（ein organisierter Körper）として例えられる。すなわち

純粋思弁理性は認識の原理にかんして、一つのまったく離立した、それだけで存立する統一体であって、そうしたことは、あたかも有機体においては、それぞれの部分がほかのすべての部分のために現存し、またすべてはそれぞれの部分のために現存していて、どのような原理といえども、それが同時に全純粋理性使用との全面的関係において考察されなければ、確実に一つの関係において採用されることができないからである」（B XXIII）。

⁶ 理性の与える原理ないし理念がもつのはまさに「単なる仮定（bloße Annahme）」としての性格であるという解釈もあるが（Vgl. Thöle 2000, S.131.）、理念とはあらゆる客観的な規定を排除し、厳密には「仮定」と断言することはできないと考えられるため、ここでは単に「仮定的なもの」として表現する。

⁷ このように理念を「仮定する」ことは、理性が単に自分自身に課す課題ないし単なる主観的な「格率」であると表現される場合もあれば、それ以上に理性の「権利（das Recht）」に属することであるとしてカントは正当化している。「ところが今や必要という理性の権利が生じるのであり、この権利は、理性が客観的根拠によって自分のものにするのを許さないようなものを、前提し仮定する（annehmen）ための主観的根拠の権利であって、したがってこの権利は、計り知れないほどの濃い闇で我々を包む超感性的なものの空間のなか、思考においてただ理性自身の必要によって方向を定める権利である」（VIII 137）。

有機体においてはある部分と別の部分の一つの全面的関係のもとで互いに関係している。それと同じように諸認識は相互的な関係性をもつのであるが、この時の純粹思弁理性ないしそれが与える原理とは、それ自体はその諸関係の中にあるのではなくて、むしろそうした関係そのものを可能にするための概念、つまり「全体」として関係そのものを構成するための契機としてある⁸。理性は個々の諸命題をその全体的連関へとつなぐ原理を提供するのであり、それはつまり理性によってはじめて諸認識の集合の統一がもたらされること、すなわち「理性がある集合的な統一を悟性の働きの目的として立てる」ということであって、「さもなければ、悟性の働きはたんに個別的な統一に携わるだけなのである」(B 672)。

2, 5 理性と発見的な根本原則

このように、悟性に対して「統一」を目的として立てる（、あるいは悟性の統一を目的として立てることによって初めてそうした統一を可能にする）ものとしての理性の能力という考え方は、「弁証論」において再三繰り返される。超越論的理念ないし純粹理性概念について論じる「弁証論」の論理とは、理性の能力における「仮象の論理学」であるのみならず、悟性と理性、ないし悟性認識（悟性統一）とそれらに対する理性の関係（理性統一）に関する論理でもある。

純粹理性によって生み出される理念や、「無条件的なもの」ないし「条件の絶対的完全性」に関する命題は、一種の仮定として真偽が明らかではなく、それゆえ単に仮象として欺くような消極的な性質をもつのみではない。仮定とはそれ自体の真理が問われる命題というよりも、むしろそれによって他の諸命題の関係が与えられるような、そうした一種の前提であって、諸条件の系列の全体性に関する命題ないし認識は確かにそれ自体によって対象（客観）を規定することはないが、ただしそれによって諸認識の関係を規定することを可能にする。すなわちまず理念とは「仮定的なもの」としてみなされる限りで、その真偽に関して証明することが不可能であり、その限りで人を欺くような性質をもつが、しかし理念はその対象の真偽に関して問いを提起するというよりも、むしろそれによってはじめて悟性に統一がもたらされ、かつその統一はある絶対的全体性へと向けられるものである。そしてそのような関係性においては、客観の規定のようにその客観的な妥当性や真偽が問題とされるというよりも、ただその体系性のみが重視されることになる。

以上のことを踏まえると、カントが理性の原理に「発見的 (heuristisch)」という表現を当てはめていることの内実が理解できる。理性推論によって推論される純粹理性概念（理念）は、それ自体が悟性によって対象が規定され、その真偽が判定されるような概念では

⁸ Neiman は諸認識の絶対的全体を構築するための（純粹理性）概念一般を「論理的構築物 (thoretical constructs)」と表現し、その概念を前提とした諸認識の全体的関連で初めて真理の概念が成立するという一種の真理の整合説をカントに見出す (cf. Neiman 1994, pp.70-75.)。

ない。むしろその概念は悟性をそれに「いわばただ漸近的にのみ、すなわちただ近似的にのみしたがうことができる (nur gleichsam asymptotisch, d. i. bloß annähernd folgen kann)」(B 691) ようにさせるものである⁹。換言すれば、理性の本性によって与えられる原理とは、悟性認識により完全な体系性ないしより普遍的な体系を見出すための基礎となるような、「発見的な根本命題 (heuristische Grundsätze)」(B 692) として悟性に関する探究を導くものである¹⁰。

3 結論

最初の問いは、理性の能力および理性によって与えられる「仮象」とは何なのか、ということだった。まず悟性と理性の能力との関係からすると、理性によって悟性の諸認識に統一が与えられる。そして理性には推論を通じて悟性の諸認識の系列における無条件的なものないし理念が課される。しかしその無条件的なものに対しては客観的実在性が認められず、それゆえ純粹理性の与える概念は仮象的な性質をもつものとして一つの問題にとどまる。ただし、それは悟性の認識におけるようなそれ自体が真理を問題とする概念ではなく、むしろ悟性統一に対してそれによつてはじめて統一が可能となるような概念である。したがってその意味でそれは悟性ないし諸認識の系列を普遍に関する探求へと向けることを可能とするような、探求の方向付けのための発見的な根本命題としてみなされ、そうして諸認識を普遍性へと向かわせる積極的な有用性を備える。すなわち「弁証論」にはたんに仮象による誤謬を防ぐための「仮象の論理学」のみならず、なおその仮象の中で普遍性へと漸近することの可能性について明らかにする「探求の論理学」を見出すことも可能である。

⁹ したがって、理念は確かに推論の「対象」や帰結としては証明不可能であり仮象であるが、しかし推論の「過程」ないし「手続き (procedure)」においては有用である、ということもできるだろう (cf. Buchdahl 1969, p.509.)。

¹⁰ Thöle はこうした原理を「[自然の] 形式的な合目的性」に関する悟性認識の「訂正原理、推定原理 (Korrektur- und Extrapolationsprinzip)」と名付ける (Vgl. Thöle 2000, S 130)。しかし、本稿の解釈によれば、それ以外にも理性原理は悟性の規則「普遍性に漸近させる」(B 675) という目的がある以上、ここでは悟性認識の獲得に関する「発見的な根本命題」と表現する。

参考文献

- Alfredo Ferrarin, *The Powers of Pure Reason: Kant and the Idea of Cosmic Philosophy*, Chicago and London, 2015.
- Bernd Dörflinger, "Wozu sind die mathematischen kosmologischen Ideen gut?", in *Über den Nutzen von Illusionen. Die regulativen Ideen in Kants theoretischer Philosophie*, hrsg. von Bernd Dörflinger und Günter Kruck, Zürich, 2011.
- Bernhard Thöle, "Die Einheit der Erfahrung: Zur funktion der regulativen Prinzipien bei Kant", in *Erfahrung und Urteilskraft*, hrsg. von Rainer Enskat, Würzburg, 2000.
- Camilla Serck-Hanssen, "Die Nutzen von Illusionen. Ist die Idee der Seele unentbehrlich?", in *Über den Nutzen von Illusionen. Die regulativen Ideen in Kants theoretischer Philosophie*, hrsg. von Bernd Dörflinger und Günter Kruck, Zürich, 2011.
- Christian Iber, "Über das Verhältnis von Metaphysik und Vernunft in Kants Lehre von den Antinomien im Weltbegriff", in *Über den Nutzen von Illusionen. Die regulativen Ideen in Kants theoretischer Philosophie*, hrsg. von Bernd Dörflinger und Günter Kruck, Zürich, 2011.
- Gerd Buchdahl, *Metaphysics and the Philosophy of Science*, 1969, Cambridge.
- : "Transzendente Beweisführungen in Kants Philosophie der Wissenschaft", in *Bedingungen der Möglichkeit*, hrsg. von Eva Schaper, Stuttgart, 1984, S.104-114.
- Günter Zöllner, "Die Möglichkeit und Grenzen der Vernunft", in *Die Fragen der Philosophie. Eine Einführung in Disziplinen und Epochen*, hrsg. von Eugen Fischer und Wilhelm Vossenkuhl, München, 2003.
- : "Der negative und positive Nutzen der Ideen. Kant über die Grenzebestimmung der reinen Vernunft", in *Über den Nutzen von Illusionen. Die regulativen Ideen in Kants theoretischer Philosophie*, hrsg. von Bernd Dörflinger und Günter Kruck, Zürich, 2011.
- Hermann Krings, "Funktion und Grenzen der "transzendentalen Dialektik" in Kants "Kritik der reinen Vernunft"", in *Bedingungen der Möglichkeit*, hrsg. von Eva Schaper, Stuttgart, 1984.
- Marcus Willaschek, *Kant on the Sources of Metaphysics*, Cambridge, 2018.
- Michelle Grier, *Kant's Doctrine of Transcendental Illusion*, Cambridge, 2001.
- Otfried Höffe, *Kants Kritik der reinen Vernunft: Die Grundlegung der modernen Philosophie*, München, 2003.
- Susan Neiman, *The Unity of Reason: Rereading Kant*, New York and Oxford, 1994.